

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【選挙管理委員会】

- 選挙時登録の基準日等
- 在外選挙人名簿に係る縦覧の期間
- 政見放送を行うことができる基幹放送事業者等

選挙管理委員会

” ”

目次

担当課（室）

◎岡山県選管告示第七十号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十六年十一月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成二十六年十二月一日

ただし、年齢については、平成二十六年十二月十四日で算定する。

二 登録を行う日

平成二十六年十二月一日

三 縦覧に供する期間

平成二十六年十二月二日

◎岡山県選管告示第七十一号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定めた。

平成二十六年十一月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

平成二十六年十二月二日

平成26年11月26日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第七十二号

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めた。

平成二十六年十一月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

届出候補者の数		一人又は二人		三人から五人まで	
テレビジョン放送	基幹放送事業者	岡山放送株式会社	山陽放送株式会社	岡山放送株式会社	山陽放送株式会社
回数	回数	一	一	一	一
ラジオ放送	基幹放送事業者	山陽放送株式会社		山陽放送株式会社	
回数	回数			一	